

和歌山県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、和歌山県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

(1) 経済団体

和歌山県経営者協会
和歌山県中小企業団体中央会
和歌山県商工会議所連合会
和歌山県商工会連合会
一般社団法人和歌山経済同友会

(2) 労働者団体

日本労働組合総連合会和歌山県連合会

(3) 金融機関

株式会社紀陽銀行
きのくに信用金庫

(4) 出向支援組織

公益財団法人産業雇用安定センター和歌山事務所

(5) 都道府県社会保険労務士会

和歌山県社会保険労務士会

(6) 地方公共団体

和歌山県商工観光労働部

(7) 関係省庁

経済産業省近畿経済産業局地域経済部
国土交通省近畿地方整備局建政部
国土交通省近畿運輸局交通政策部
国土交通省近畿運輸局観光部
農林水産省近畿農政局和歌山県拠点
厚生労働省和歌山労働局職業安定部

(8) その他

地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

4 事務局

地域協議会の事務局は、和歌山労働局職業安定部訓練室に置く。

5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。